

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現
- 2 地方法人税及び地方法人特別税の地方税への復元
- 3 自動車諸税の見直し
- 4 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保
- 5 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方自治体が自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するという真の地方分権を実現するため、地方の仕事量に見合った税源を確保すること。

そのために、地方消費税の税率引上げや、所得税から住民税への一層の税源移譲により、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。

項目2 (1) 地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。

(2) 同様の名目で、地方法人税が創設されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反し極めて不適切であることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

項目3 (1) 自動車取得税の廃止に当たっては、市町村をはじめとする地方への具体的な代替財源を税制度により確保すること。

(2) 自動車税については、グリーン化を一層推進すること。また、徴収コスト削減の観点から、車検時徴収の導入を検討すること。

項目4 地球温暖化対策譲与税の創設などにより、地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源を確保すること。

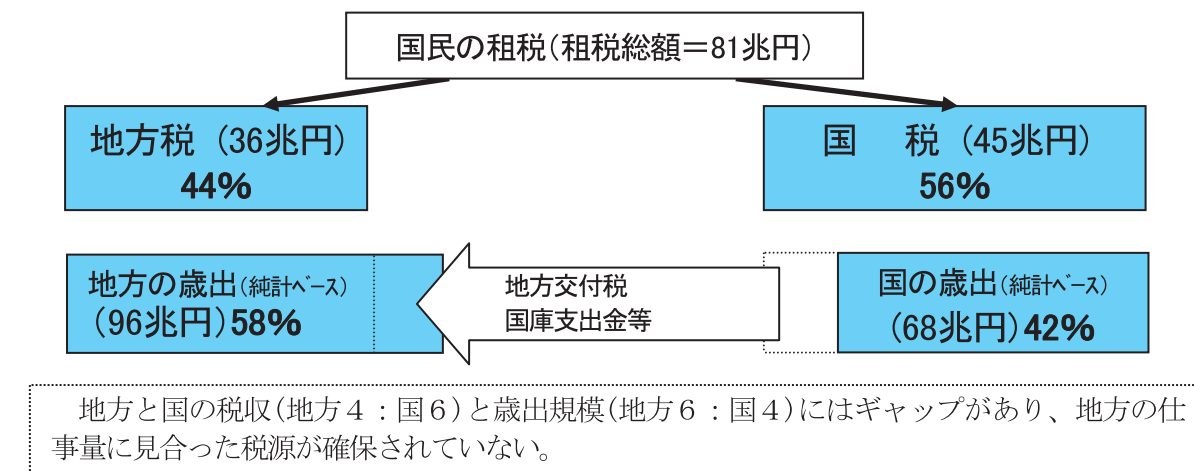
項目5 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【提案理由】

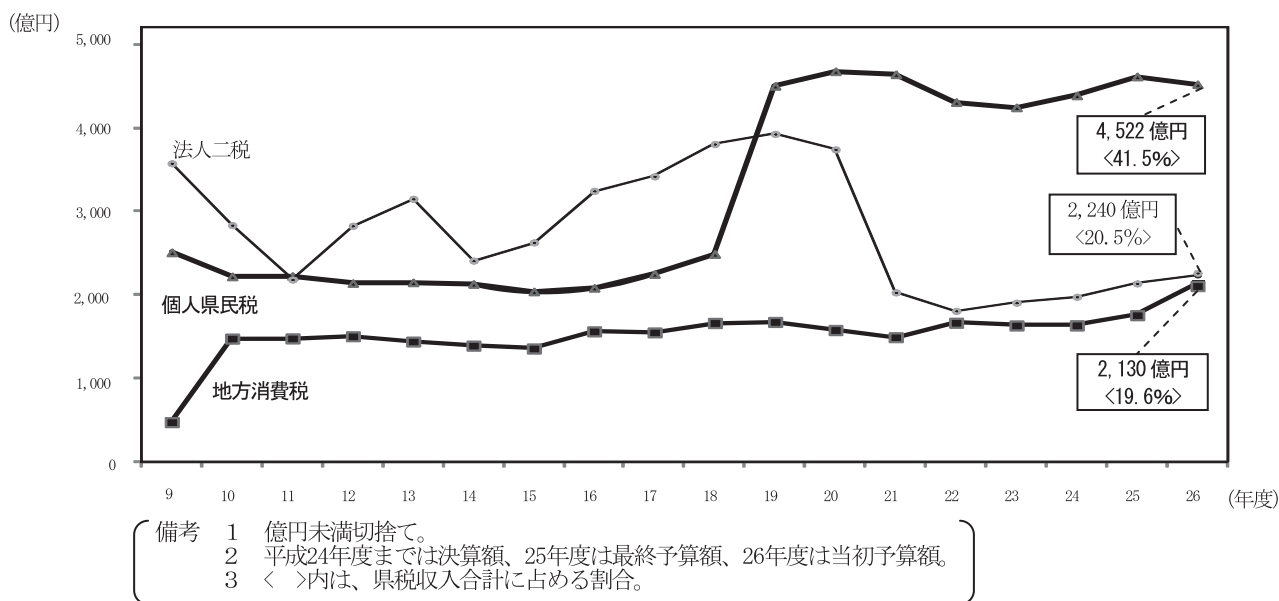
現状では、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。地方自治体が担う事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

地方と国の税源配分（平成24年度決算）



主要税目の税収の推移（本県）



人口1人当たりの税収額の指数

税 目	最大値	最小値	倍率
地方消費税(清算後)	138.6(東京都)	75.4(沖縄県)	1.8倍
個人住民税	159.7(東京都)	59.0(沖縄県)	2.7倍
法人二税	247.2(東京都)	43.5(奈良県)	5.7倍
固定資産税	158.6(東京都)	68.3(長崎県)	2.3倍
地方税合計	164.6(東京都)	64.7(沖縄県)	2.5倍

備考 1 平成24年度決算。
2 人口は住民基本台帳(H25.3.31)による。
3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)